

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年6月9日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 DCM手稲前田店
所在地 札幌市手稲区前田5条11丁目7番1号
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名
名称 DCM株式会社
住所 東京都品川区南大井6丁目22番7号
代表者 代表取締役 神谷 浩邦
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の名称
(変更前) DCMホームック手稲前田店
(変更後) DCM手稲前田店
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規
(変更後) DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦
- (4) 変更した年月日 ア・イ 令和8年3月1日
- (5) 変更した理由 ア 店舗名称変更のため、イ 代表取締役変更のため

2 届出年月日 令和8年6月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和8年6月9日～令和8年10月9日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く))

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内(令和8年10月9日まで)に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。